

バリ州における社会活動制限の延長（州知事通達）

令和3年1月22日（総21第15号）

在デンパサール日本国総領事館

●バリ州知事は、同州での社会活動制限の実施を2月8日まで延長すると発表しました。

1. バリ州知事は、1月25日付け州知事通達を発出し、同州で25日までとされている社会活動制限の実施を、2月8日まで14日間延長すると発表しました。

2. 今後、デンパサール市、バドゥン県、ギャニャール県、タバナン県及びクルンクン県における社会活動制限延長の内容を確認の上、必要に応じて、当館からお知らせメールを発出いたします。

3. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更されることがあります。在留邦人の皆様におかれましては、引き続き、最新情報の入手に努めて下さい。

4. 参考（2021年バリ州知事通達第2号）（抜粋）

(1) 全ての人が真剣に規律正しく責任感を持って保健プロトコル(2020年州政府規則第46号及び2020年バリ州知事通達第3355号)を順守することが求められる。

(2) バリ州に入域する国内旅行者は、以下のポイントを順守しなければならない。

a 各自の健康に留意し、現行の規則等に従うこと。

b 空路を利用する者は、空港出発前2×24時間以内に発行されたPCR検査の陰性証明又は1×24時間以内に発行された迅速抗原検査(Antigen)の陰性証明書を提示し、e-HAC Indonesiaに登録する義務を負う。

c 自家用車・海上輸送を利用する者は、出発前2×24時間以内に発行されたPCR検査の陰性証明又は1×24時間以内迅速抗原検査(Antigen)の陰性証明書の提示する義務を負う。

d 12歳未満の子供は、PCR検査及び迅速抗原検査の陰性証明書の提示義務はない。

e PCR検査及び迅速抗体検査検査の陰性証明書の有効期間は、発行された日から14日間とする。

f バリ州に滞在中は、有効な陰性証明書の携行が義務づけられる。

g バリ州から出発する国内旅行者は、当該書類を帰路にも使用することができる。

(3) 全ての事業者、経営者、活動している公共施設の責任者は、以下の保健プロトコルを行わなければならない。

a マスクの着用

- b 石けんを用いた手洗い及びアルコール消毒
- c 身体的接触を避け、一定の距離を保つこと
- d 集会の禁止
- e 公共の場所での活動の制限
- f 収容人数を現行の 25%以下に制限する
- g 営業時間を 20 時までとする

(4) 人を集めての公共施設での活動、宗教活動、社会文化的活動は、人数及び時間を限定して行わなければならない。

(5) 上記 3 を違反した全ての事業者、経営者、活動している公共施設の責任者は、2020 年州政府規則第 46 号に従い厳しく処罰される。

(6) 各地方自治体の長は、上記 3、4 に則った具体的で詳細な規制を作り、また、それらの規制を真剣に規律正しく責任感を持って順守されるよう励行しなければならない。

(7) 各地方の治安組織及び警察は、本通達が励行されるよう取り締まらなければならない。

(8) デンパサール市、バドゥン県、ギャニャール県、タバナン県及びクルンクン県は、上記 1~5 を励行するのに加え、2021 年第 2 号内務大臣指示の規制を順守するよう励行しなければならない。

(9) 本通達は、2021 年 1 月 26 日から 2 月 8 日まで有効となる。

(10) 本通達が有効となり次第、2021 年バリ州知事通達第 1 号は無効となる。